

神戸市公報

発 行 所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神 戸 市 役 所

編集兼印 神 戸 市 長 刷発行人

発行日毎 週 火 曜 日

目	次
---	---

条 例

▽神戸市会の個人情報の保護に関する条例

[行財政局財務課] 3216

▽神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例 の一部を改正する条例

「建築住宅局建築指導部建築安全課」 3242

規 則

▽神戸市保健医療審議会規則の一部を改正す る規則 「健康局健康企画課 3250

告 示

▽令和5年第1回定例市会で議決された令和 4年度神戸市各会計補正予算

[行財政局財務課] 3254

▽都市計画法による都市計画の変更(神戸国際港都建設計画地区計画)

「都市局都市計画課」 3289

▽指定管理者の指定(神戸市風見鶏の館ほか)

[文化スポーツ局文化財課] 3290

▽指定管理者の指定(神戸市立王子スポーツ センター)[文化スポーツ局スポーツ企画課] 3291

▽地縁による団体の認可についての告示事項

の変更(神出町東自治会ほか)

[企画調整局参画推進課] 3292

▽指定介護予防支援事業所の指定

[福祉局介護保険課] 3293

▽指定介護予防支援事業所の廃止

[福祉局介護保険課] 3294

▽放置自転車等の撤去及び保管

[建設局垂水建設事務所] 3295

▽指定管理者の指定(神戸市立自然の家)

「文化スポーツ局スポーツ企画課】 3297

▽指定管理者の指定(神戸市立垂水図書館)

[文化スポーツ局中央図書館総務課] 3298

▽指定管理者の指定 (神戸市立青少年科学館)

[文化スポーツ局文化交流課] 3299

▽指定管理者の指定(神戸文学館)

「文化スポーツ局文化交流課】 3300

▽道路法による道路の供用開始(市道 国魂

線) 「建設局道路管理課」 3301

▽道路法による道路の区域変更・供用開始(市

道 六甲村 486 号線) [建設局道路管理課] 3302

▽道路法による道路の区域決定・供用開始(市

道 見津が丘 31 号線)[建設局道路管理課] 3303

公 告

▽大規模小売店舗立地法第5条第1項による届出 ((仮称) ザグザグ垂水名谷店)

「経済観光局経済政策課」 3304

▽大規模小売店舗立地法第6条第2項による 届出(ロイヤルホームセンター伊川谷)

[経済観光局経済政策課] 3306

▽大規模小売店舗立地法第6条第2項による

届出 (IKEA 神戸) [経済観光局経済政策課] 3308

▽都市計画法による都市計画の変更に伴う図 書の縦覧(神戸国際港都建設計画地区計画)

[都市局都市計画課] 3310

▽開発行為に関する工事の完了(西区押部谷

町) [都市局都市計画課] 3311

▽事業計画の変更(神戸国際港都建設事業灘 地区復興土地区画整理事業)

[都市局用地活用推進課] 3312

▽開発行為に関する工事の完了(垂水区山手

6丁目ほか) [都市局都市計画課] 3313

条 例

神戸市会の個人情報の保護に関する条例をここに公布する。

令和5年2月28日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第18号

神戸市会の個人情報の保護に関する条例

目次

第1章 総則(第1条-第3条)

第2章 個人情報等の取扱い (第4条-第16条)

第3章 個人情報ファイル (第17条)

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示 (第18条 - 第30条)

第2節 訂正 (第31条 - 第37条)

第3節 利用停止(第38条-第43条)

第4節 審查請求 (第44条 - 第46条)

第5章 雑則(第47条-第51条)

第6章 罰則(第52条-第56条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、神戸市会(以下「議会」という。)における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護しつつ、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によ

っては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

- (2) 個人識別符号が含まれるもの
- 2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号いずれかに該当する文字、 番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。
 - (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
 - (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し 割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若し くは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、 その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるよう に割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利 用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- 3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員(以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、神戸市情報公開条例(平成13年7月条例第29号。以下「情報公開条例」という。)第2条第1号に規定する公文書(以下「公文書」という。)に記録されているものに限る。
- 5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む集合物で

あって、次に掲げるものをいう。

- (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を 用いて検索することができるように体系的に構築したもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年 月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することがで きるように体系的に構築したもの
- 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
 - (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。
 - (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号 の全部を削除すること (当該個人識別符号を復元することのできる規則性を 有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。
- 8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分 に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができな いように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人 情報を復元することができないようにしたものをいう。
 - (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。
 - (2) 第1号第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号 の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を 有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。
- 9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であっ

て、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

- 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- 11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。
- 12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法(平成11年 法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関 する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)別表第1に掲げる法人 をいう。
- 13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法(平成15 年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

(議会の青務)

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な 措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

- 第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令(条例を含む。第12条 第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。)の規定によりその権限 に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をで きる限り特定しなければならない。
- 2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
- 3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を 有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第5条 議会は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。) に記録された当該本

人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法 により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

- 第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。 (正確性の確保)
- 第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現 在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

- 第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託(2以上の段階にわたる 委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱 いについて準用する。

(従事者の義務)

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第52条において同じ。)若しくは

従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

- 第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態にあって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
 - (2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。 (利用及び提供の制限)
- 第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個 人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると 認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又 は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のた めに自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を 不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
 - (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - (2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
 - (3) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、農業委員会、 固定資産評価審査委員会、公営企業管理者若しくは消防長、財産区、市が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情

報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。
- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保 有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会の 事務局の特定の課又は職員に限るものとする。
- 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規 定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、こ れらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、 利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供して	自ら利用してはならない
	はならない	
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第	本人の同意があるとき、又	人の生命、身体又は財産の保
1 号	は本人に提供するとき	護のために必要がある場合で
		あって、本人の同意があり、
		又は本人の同意を得ることが
		困難であるとき
第38条第1項第	又は第12条第1項及び第2	第12条第5項の規定により読
1 号	項の規定に違反して利用さ	み替えて適用する同条第1項
	れているとき	及び第2項(第1号に係る部
		分に限る。)の規定に違反し
		て利用されているとき、番号

		 利用法第20条の規定に違反し
		て収集され、若しくは保管さ
		れているとき、又は番号利用
		法第29条の規定に違反して作
		成された特定個人情報ファイ
		ル(番号利用法第2条第9項
		に規定する特定個人情報ファ
		イルをいう。)に記録されて
		いるとき
第38条第1項第	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条
2 号		

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合(当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。)において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用目的若しくは方法の制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

- 第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報である ものを除く。以下この条及び第49条において同じ。)を第三者(当該仮名加工 情報の取扱いの委託を受けた者を除く。)に提供してはならない。
- 2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安

全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、 当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、 削除情報等(仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述 等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法 に関する情報をいう。)を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合し てはならない。
- 4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものをいう。)を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託(2以上の段階に わたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。 (匿名加工情報の取扱いに係る義務)
- 第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託(2以上の段階に わたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第3章 個人情報ファイル

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

- 第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。
 - (1) 個人情報ファイルの名称
 - (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
 - (3) 個人情報ファイルの利用目的
 - (4) 個人情報ファイルに記録される項目(以下この条において「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。)として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(次項第2号において「記録範囲」という。)
 - (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報 (以下この条において「記録情報」という。) の収集方法
 - (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
 - (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - (8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
 - (9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
 - (1) 次に掲げる個人情報ファイル
 - ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に 係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、 福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(議長が 行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)
 - イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
 - ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイ ル

- エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために 利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の 相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するも の
- オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
- カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル
- キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定 める個人情報ファイル
- (2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、 記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
- (3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル
- 3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

- 第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する 自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。
- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人 (以下この章において「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規 定による開示の請求(以下この章及び第48条において「開示請求」という。)

をすることができる。

(開示の手続)

- 第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「開示請求書」という。)を議長に提出してしなければならない。
 - (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - (2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、議長が定める事項
- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

- 第20条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の 各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている 場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならな い。
 - (1) 開示請求者(第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
 - (2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別するこ

とができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの 又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示する ことにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある もの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は 知ることが予定されている情報
- イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要 であると認められる情報
- ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第 1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する 行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並び に地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該 情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公 務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
 - ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位そ の他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照ら して合理的であると認められるもの
 - (4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部 又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示する ことにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわ

れるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不 当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う 事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるお それその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に 支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 議長が第24条各項の決定(以下「開示決定等」という。)をする場合に おいて、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に 支障を及ぼすおそれ
 - イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に 関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行 為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公 共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を 不当に害するおそれ
 - エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害 するおそれ
 - オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼ すおそれ
 - カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人 に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

- 第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。
- 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別

することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合 であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、 開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

- 第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、 その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利 用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければ ならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利 用目的については、この限りでない。
- 2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 議長は、前項の規定により、開示請求に係る保有個人情報の開示をしない旨 (第1項の規定により開示請求に係る保有個人情報の一部の開示をしないこ とを含む。)を通知する場合において、当該開示請求に係る保有個人情報の全 部又は一部が不開示情報に該当しなくなる時期をあらかじめ明示することが できるときは、その時期を付記しなければならない。

(開示決定等の期限)

- 第25条 開示決定等は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

- 第26条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して44日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
 - (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
 - (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
- 2 前条の規定による開示決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長が共に欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

- 第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第45条第2項第3号及び第46条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定(以下

この章において「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により 開示しようとするとき。
- 3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該 第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合に おいて、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に 少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開 示決定後直ちに、当該意見書(第45条において「反対意見書」という。)を提 出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する 日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

- 第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。
- 2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならな

11

- 4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があった日から30日 以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることがで きないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。
- 5 第19条第2項の規定は、開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

(他の法令による開示の実施との調整)

- 第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。
- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第 1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(開示請求の手数料)

- 第30条 議長に対し開示請求をする者が納付しなければならない手数料は無料とする。
- 2 第28条第1項の規定により保有個人情報の開示を受ける開示請求者は、議長の定めるところにより、実費の範囲内において写しの作成に要する費用その他の開示に要する費用を負担しなければならない。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第38 条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例の 定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除 を含む。以下この章において同じ。)を請求することができる。ただし、当該 保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められて いるときは、この限りでない。

- (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
- (2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの
- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下この章及び第48条において「訂正請求」という。)をすることができる。
- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(訂正請求の手続)

- 第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「訂正請求書」という。)を議長に提出してしなければならない。
 - (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - (2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
 - (3) 訂正請求の趣旨及び理由
- 2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下この章において「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第33条 議長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると 認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な 範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

- 第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定

をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

- 第35条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった 日から30日以内にしなければならない。ただし、第32条第3項の規定により 補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入し ない。
- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

- 第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
 - (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
 - (2) 訂正決定等をする期限
- 2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長が共に欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用

の停止、消去又は提供の停止(以下この章において「利用停止」という。)に 関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限り でない。

- (1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保 有個人情報の提供の停止
- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。)をすることができる。
- 3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(利用停止請求の手続)

- 第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「利用停止請求書」という。)を議長に提出してしなければならない。
 - (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
 - (3) 利用停止請求の趣旨及び理由
- 2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、 利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定によ る利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理 人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下この章において「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第40条 議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由

があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

- 第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その 旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければ ならない。

(利用停止決定等の期限)

- 第42条 前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求 があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第39条第3項の規 定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間 に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

- 第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の 規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場 合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対 し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
 - (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
 - (2) 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長が共に欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に 算入しない。

第4節 審查請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若し くは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法 (平成26年法律第68号) 第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

- 第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例(令和4年12月条例第17号)第3章に規定する神戸市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。
 - (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の 全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意 見書が提出されている場合を除く。)
 - (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の 訂正をすることとする場合
 - (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の 利用停止をすることとする場合
- 2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問を した旨を通知しなければならない。
 - (1) 審査請求人及び参加人 (行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人 をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。)
 - (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
 - (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した

第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

- 第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合 について準用する。
 - (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
 - (2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第5章 雑則

(適用除外)

第47条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章(第4節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱 いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(施行の状況の公表)

第50条 議長は、毎年度、この条例の執行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(施行細目の委任)

第51条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

第6章 罰則

- 第52条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若 しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年 以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 第55条 前3条の規定は、市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適 用する。
- 第56条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
 - (個人情報保護法の施行等に関する条例の一部改正)
- 2 神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例(令和4年12月条例第17号)の 一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正

部分を当該改正後部分に改める。

公開しない。

- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(設置)	(設置)
第 9 条 [略]	第 9 条 [略]
(1)~(3) [略]	(1)~(3) [略]
(4) 神戸市会の個人情報の保護に関	
する条例(令和5年2月条例第 18	
号。以下「市会条例」という。)第	
45 条第1項の規定による諮問に応	
じ審査請求について調査審議する	
<u> </u>	
2 [略]	2 [略]
(用語)	(用語)
第15条 この節において「諮問庁」と	第15条 この節において「諮問庁」と
は、法第105条第3項において準用す	は、法第105条第3項において準用す
る同条第1項の規定により審査会に	る同条第1項の規定により審査会に
諮問をした実施機関及び市会条例第	諮問をした実施機関をいう。
45条第1項により審査会に諮問をし	
<u>た議長</u> をいう。	
(会議の非公開)	(会議の非公開)
第17条 第9条第1項第1号及び第4	第17条 第9条第1項第1号に掲げる
<u>号</u> に掲げる調査審議に係る会議は、	調査審議に係る会議は、公開しな

<u>،</u>

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月1日

神戸市長 久 元 喜 造

第4項又は法第86条の2第2項若

神戸市条例第19号

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部を改正する条例 神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例(平成6年3月条例第51号)の一部 を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

第4項又は法第86条の2第2項若

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(斜面地建築物の構造の制限)	(斜面地建築物の構造の制限)
第19条の2 [略]	第19条の2 [略]
2 [略]	2 [略]
3 前2項の規定は、次の各号のいず	3 前2項の規定は、次の各号のいず
れかに該当する建築物については、	れかに該当する建築物については、
適用しない。	適用しない。
(1) [略]	(1) [略]
(2) 法 <u>第55条第4項</u> 、法第59条の2	(2) 法 <u>第55条第3項</u> 、法第59条の2
第1項、法第86条第3項若しくは	第1項、法第86条第3項若しくは

しくは第3項の規定による許可を 受けた建築物

 $(3) \sim (5)$ 「略]

4 [略]

しくは第3項の規定による許可を 受けた建築物

 $(3) \sim (5)$ 「略]

4 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

									-								- '										
道			(7)	制限	制限の内容	[略]	[婦]	都市計画において定められた数値から	10分の10を減じて得た数値(計画図表	示の区域における敷地面積が900平方メ	ートル未満の建築物並びに敷地面積が	900平方メートル以上であり、かつ、歩	行者が日常自由に歩行し、又は利用で	き、全周の3分の1以上が道路に接し	ており、及び地盤と日常一般に開放さ	れた空地(はり下7メートル以上のピ	ロティ等の建築物に覆われた部分を含	む。以下「公開空地」という。)に接	する道路の路面との高低差が0.3メート	ル以内である公開空地を有し、その面	積が敷地面積の10分の0.5未満の建築物	に限る。)。ただし、神戸市都市景観	条例(昭和53年10月条例第59号)第28	条の3第1項の規定により指定を受け	た景観形成重要建築物又はその一部	(以下「景観形成重要建築物又はその	一部一プいう。)を保存して建築中の
改正	第29条関係)				制限の種類	[2]	[2]	建築物の容	積率の最高	限度																	
	27条の2、	为の制限	(7)	計画地区	の区分	[2]	企																				
	第22条一第2	区計画の区域内の制	計画区域			[2]	旧居留地	超区路区	整備計画	区																	
	2	超区				[點]	(18)																				
	別表第	(1)																									
級			(4)	制限	制限の内容	[堀]	[堀]	都市計画において定められた数値から	10分の10を減じて得た数値(計画図表	示の区域における敷地面積が900平方メ	ートル未満の建築物並びに敷地面積が	900平方メートル以上であり、かつ、歩	行者が日常自由に歩行し、又は利用で	き、全周の3分の1以上が道路に接し	ており、及び地盤と日常一般に開放さ	れた空地(はり下7メートル以上のピ	ロティ等の建築物に覆われた部分を含	む。以下「公開空地」という。)に接	する道路の路面との高低差が0.3メート	ル以内である公開空地を有し、その面	積が敷地面積の10分の0.5未満の建築物	に限る。)。ただし、次に掲げる建築	物の全部又は一部を保存して建築する	建築物(以下「重要保存建築物」とい	う。)を除く。	(1) 景観法(平成16年法律第110号)第	10条独1届の曲形7 10 括66 20 12
改正	第29条関係)				制限の種類	[[월]	建築物の容	積率の最高	限度																	
	第27条の2、	内の制限	(7)	計画地区	の医分	[盤]	全域																				
	27	承	ി				留地	区图	画																		
	(第22条一第27	地区計画の区域内の制限	計画区域			[路	日居	型区	整備	区																	

照和25年法律第214 [の規定により登録 19		14.41	нот	0 / ,	1 1 1			1.1				113				TIX			71700	500	1			02	2 10
文化財保護法(昭和25年法律第21年末後第1項の規定により登録にれた有形文化財 兵庫県条例第58号)第4条第二項の規定により登録されるとの2第1項の規定により登録されるの2第1項の規定により登録される第1項の規定により指定を受けた神戸市指定最後の(平成9年3月条例第50号)第4条第1項の規定により指定を受ける数据面積が数値が行う。205を減じて得た数値が表しるの10分の1末満の建築物を下り。205元に、重要保存建築物を下	建築物を除く。																	計画において定められた数値か	5を減じて得た数値(計画図		トル以上であり、かつ、その有す	公開空地の面積が敷地面積の10分の0.5	上10分の1未満の建築物に	。)。ただし、	一部を保存し
文化財保護法(昭和25年法律第21 文化財保護法(昭和25年法律第21 (4) 第57条第1項の規定により登録 (4) 第57条第1項の規定により登録され (5) 2第1項の規定により登録され (5) 2第1項の規定により登録され (5) 2第1項の規定により登録され (5) 2第1項の規定により登録され (5) 2第1項の規定により登録され (5) 2第1項の規定により登録され (5) 2第1項の規定により登録され (5) 2 第1項の規定により程度を受け (5) 2 第1項の規定により程度を受け (5) 2 第1項の規定により程度を受け (6) (平成9年3月条例第50号) (7) 2 第1項の規定により登録され (7) 2 第1項の規定により登録され (7) 2 2 2 3 2 3 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3																									
	た景観重要建造物 (2) 文化財保護法(昭和25年法律第214 号)第57条第1項の規定により登録		《朱 山	<u> </u>	より登録さ	<u>た有形文化財</u>	神戸市都市景観条例(令和3年	条例第25号)第31条第1項の規	より指定を受けた神戸市指定景	資源	神戸市文化財の保護及び文化財	to	3月条例第50号)	条第1項の規定により指定を受	は回条	より登録さ	た 神戸 市登録 文化 財	都市計画において定められた数値から	10分の5を減じて得た数値(計画図表		その有す		N		~

_				物を除く。
	[2]	[岩]	[婦]	[婦]
	面の位置	建築物の外壁等の面から計画図表示の	壁面の位置	建築物の外壁等の面から計画図表示の
0 制	制限	道路境界線までの距離は、次の(1)又は	の制限	道路境界線までの距離は、次の(1)又は
		(2) に掲げる建築物の部分の区分に応		(2)に掲げる建築物の区分に応じ、それ
		じ、それぞれ(1)又は(2)に定める距離		ぞれ(1)又は(2)に定める距離以上とす
		以上とすること。		1)
		(1) 建築物 (新築に係るもの、増築に		(1) 建築物 (新築に係るもの、増築に
		係る部分及び移転に係るもの(一部		係る部分及び移転に係るもの(一部
		の移転にあっては、その部分))の		の移転にあっては、その部分)のう
		うち、高さ31メートル以下の部分		ち、計画図表示の道路境界線①にの
		(計画図表示の道路境界線①又は道		み面する敷地並びに計画図表示の道
		路境界線③に面しない敷地にあって		路境界線①及び道路境界線②に面す
		は高さが20メートル以下の部分)		る敷地にあっては高さが31メートル
		1メートル (重要保存建築物又は計		以下の部分、計画図表示の道路境界
		画図表示の道路境界線③若しくは道		線②にのみ面する敷地にあっては高
		路境界線④に面する敷地における建		さが20メートル以下の部分に限
		築物であって、かつ、神戸市景観計		る。) 1メートル (景観形成重要
		画(平成18年2月1日決定)の壁面		建築物又はその一部の存する街区に
		の位置の制限の基準に適合するもの		存する、当該景観形成重要建築物又
		を除く。)		はその一部の面する道路に接する敷
		(2) 建築物 (新築に係るもの、増築に		地にあっては、当該敷地の建築物の
		係る部分及び移転に係るもの(一部		外壁等の面から当該景観形成重要建
		の移転にあっては、その部分))の		築物又はその一部の面する道路に係
		うち、高さ31メートルを超える部分		るそれぞれの道路境界線までの距離
		(計画図表示の道路境界線①又は道		に限り、景観形成重要建築物又はそ
		路境界線③に面しない敷地にあって		の一部の外壁等の面から道路境界線
		は高さが20メートルを超える部分)		までの距離(当該敷地が2以上の道

路に面するときは、当該景観形成重	要建築物又はその一部の外壁等の面	からそれぞれの道路に係る道路境界	線までの距離)。ただし、1メート	ル末満の場合に限る。)	(2) 建築物 (新築に係るもの、増築に	係る部分及び移転に係るもの(一部	の移転にあっては、その部分)のう	ち、計画図表示の道路境界線①にの	み面する敷地並びに計画図表示の道	路境界線①及び道路境界線②に面す	る敷地にあっては高さが31メートル	を超える部分、計画図表示の道路境	界線②にのみ面する敷地にあっては	高さが20メートルを超える部分に限	る。) 5メートル	120メートル (計画図表示の道路境界線	①にのみ面する敷地並びに計画図表示	の道路境界線①及び道路境界線②に面	する敷地に存する建築物に限る。)					90メートル(計画図表示の道路境界線	②にのみ面する敷地に存する建築物に	限る。)	[姻]
																建築物の高	さの最高限										[婦]
5 × - 1 1/1																次の(1)又は(2)に掲げる建築物の区分	に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める	*10 恒	(1) 計画図表示の道路境界線①又は道	路境界線③に面しない敷地に存する	建築物 90メートル	(2) (1)以外の敷地に存する建築物	$120 \times - \wedge \mathcal{N}$				[84]
																建築物の高	さの最高限	闽									[帰]

3	248	}	
	[婦]		
	[盤]		
	[
	[屋	
	[盤]	備考[(2) [器]
	[場]		
	[
	「盤」		
	[報] [婦]	備考 [略]	(2) [器]

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第19条の2第3項第2号の改正 規定は、令和5年4月1日から施行する。

規則

神戸市保健医療審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月2日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第57号

神戸市保健医療審議会規則の一部を改正する規則

神戸市保健医療審議会規則(昭和53年12月規則第104号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(組織)	(組織)
第2条 [略]	第2条 [略]
2 特別の事項を調査審議させるため	
必要があるときは、審議会に臨時委	
<u>員を置くことができる。</u>	
<u>3</u> 委員 <u>及び臨時委員</u> は、次に掲げる	<u>2</u> 委員は、次に掲げる者のうちから、
者のうちから、市長が委嘱し、又は	市長が委嘱し、又は任命する。
任命する。	
$(1)\sim(6)$ [略]	(1)~(6) [略]
(任期)	(任期)
第3条 [略]	第3条 [略]
2 [略]	2 [略]

3 臨時委員は、その者の委嘱又は任 命に係る当該特別の事項に関する調 査審議が終了したときは、解嘱され、 又は解任されるものとする。

(会議)

第5条 「略]

- 2 審議会は、<u>委員及び議事に関係の</u> ある臨時委員の総数の過半数の者が 出席しなければ、会議を開くことが できない。
- 3 審議会の議事は、<u>出席した委員及</u>
 び議事に関係のある臨時委員の総数
 の過半数をもって決し、可否同数の
 ときは、会長の決するところによる。
 (幹事)
- 第7条 <u>審議会に、幹事を置くことが</u> できる。
- 2 幹事は、関係する本市の職員のうちから、市長が任命する。
- 3 幹事は、審議会の担任する事務に ついて、委員、臨時委員及び専門委 員を補佐する。

(会議)

第 5 条 [略]

- 2 審議会は、<u>委員の過半数が出席し</u>なければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、<u>出席委員の過半</u> 数でこれを決し、可否同数のときは 会長の決するところによる。

(幹事)

- 第7条 審議会に幹事を置き、市職員 のうちから市長が任命する。
- 2 幹事は、会長又は部会長の命を受けて、審議会及び専門部会の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

(専門分科会)

第8条 審議会に、次の表の左欄に掲 <u>げる専門分科会を置き、これらの専</u> 門分科会の担任する事務は、審議会

<u>の担任する事務のうち、それぞれ同</u> 表の右欄に掲げるとおりとする。

名称	担任する事務
保健所	本市の保健医療に関する重
運営専	要事項(地域保健法(昭和
門分科	22年法律第101号) 第5条第
会	1項に規定する保健所及び
	同法第18条第1項に規定す
	る市町村保健センターの行
	う事業に係るものに限る。)
	及び保健所の運営に関する
	事項のうち審議会から委任
	されたものについての調査
	審議に関する事務
医療専	本市の保健医療に関する重
門分科	要事項のうち審議会から委
会	任されたものについての調
	査審議に関する事務

- 2 専門分科会は、会長の指名する委員及び学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する分科会委員で組織する。
- 3 専門分科会に分科会長を置き、専門分科会が必要があると認めるときは副分科会長を置くことができる。
- 4 分科会長及び副分科会長は、当該 専門分科会に属する委員の互選によ

り選任する。

- 5 分科会長は、当該専門分科会の事 務を掌理する。
- 6 分科会長は、専門分科会の審議の 経過及び結果を審議会に報告するも のとする。
- 7 分科会長に事故があるとき又は分 科会長が欠けたときは、副分科会長 がその職務を代理する。
- 8 審議会は、その定めるところにより、専門分科会の議決をもって審議会の議決とする。

(庶務)

第9条 審議会、専門部会及び専門分 科会の庶務は、健康局において処理 する。

第10条 [略]

(庶務)

第8条 審議会及び専門部会の庶務 は、主管局において処理する。

第 9 条 [略]

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

告示

神戸市告示第685号

令和5年第1回定例市会で令和5年2月17日議決された令和4年度神戸市各会計補正予算は、次のとおりである。

令和5年2月28日

神戸市長 久 元 喜 造

令和4年度神戸市一般会計補正予算

令和4年度神戸市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27,046,894千円を追加し、歳 入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ961,273,769千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。 (債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。 (市債の補正)

第4条 市債の変更は、「第4表 市債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税	1 市 民 税 2 固 定 資 産 税 4 市 た ば こ 税	千円 308, 348, 615 147, 859, 027 116, 035, 171 9, 460, 143	千円 4, 124, 093 2, 594, 093 1, 016, 000 514, 000	千円 312, 472, 708 150, 453, 120 117, 051, 171 9, 974, 143
3 利子割交付金	1 利子割交付金	253, 999 253, 999	△ 116, 000 △ 116, 000	137, 999 137, 999
4配当割交付金	1配当割交付金	1, 708, 227 1, 708, 227	1, 040, 000 1, 040, 000	2, 748, 227 2, 748, 227
5 株式等譲渡所得割 交 付 金	1 株式等譲渡所得割 1 交 付 金	2, 541, 212 2, 541, 212	\triangle 762,000 \triangle 762,000	1, 779, 212 1, 779, 212
7 法人事業税交付金	1 法人事業税交付金	3, 828, 950 3, 828, 950	456, 000 456, 000	4, 284, 950 4, 284, 950
8 地方消費税交付金	1 地方消費税交付金	35, 756, 021 35, 756, 021	1, 587, 000 1, 587, 000	37, 343, 021 37, 343, 021
11 環境性能割交付金	1 環境性能割交付金	881,000 881,000	△ 157,000 △ 157,000	724, 000 724, 000
14 地 方 交 付 税	1地方交付税	81, 292, 769 81, 292, 769	1, 412, 194 1, 412, 194	82, 704, 963 82, 704, 963
16 分担金及負担金	1 負 担 金	535, 958 535, 698	4, 101 4, 101	540, 059 539, 799
17 使用料及手数料	1 使 用 料	14, 673, 180 9, 512, 296	477 477	14, 673, 657 9, 512, 773
18 国 庫 支 出 金	1 負 担 金2 補 助 金	215, 581, 136 169, 154, 516 45, 191, 450	5, 420, 696 1, 071, 729 4, 348, 967	221, 001, 832 170, 226, 245 49, 540, 417

	款			項		補正前の額	補 正 額	計
19 県	支 出	金	1 負2 補	担助	金金	千円 66, 099, 005 39, 713, 188 23, 833, 909	千円 3, 954, 501 11, 000 3, 943, 501	千円 70, 053, 506 39, 724, 188 27, 777, 410
20 財	産 収	入	3 基	金 収	入	8, 766, 834 2, 893, 651	50, 000 50, 000	8, 816, 834 2, 943, 651
21 寄	附	金	1 寄	附	金	2, 362, 928 2, 362, 928	1, 528, 000 1, 528, 000	3, 890, 928 3, 890, 928
22 繰	入	金	2 基	金繰入	金	25, 560, 754 24, 321, 439	40, 000 40, 000	25, 600, 754 24, 361, 439
23 繰	越	金	1 繰	越	金	1 1	1, 036, 532 1, 036, 532	1, 036, 533 1, 036, 533
24 諸	収	入	7 雑		入	58, 893, 862 31, 513, 743	451, 300 451, 300	59, 345, 162 31, 965, 043
25 市		債	1 市		債	92, 883, 000 92, 883, 000	6, 977, 000 6, 977, 000	99, 860, 000 99, 860, 000
	歳	入	合	計		934, 226, 875	27, 046, 894	961, 273, 769

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費	1 総 務 費 2 企 画 費 3 徴 税 費 4 財 産 管 理	千円 63, 029, 970 45, 347, 471 7, 914, 453 3, 094, 495 1, 909, 317	千円 1,845,829 567,989 80,230 1,092,610 105,000	千円 64, 875, 799 45, 915, 460 7, 994, 683 4, 187, 105 2, 014, 317
3 市 民 費	1 市 民 費 2 施 設 整 備 費	16, 974, 845 15, 345, 549 1, 629, 296	455, 193 289, 193 166, 000	17, 430, 038 15, 634, 742 1, 795, 296
4 民 生 費	1 民 生 総 務 費 3 こ ど も 家 庭 費 5 老 人 福 祉 費 7 民生施設整備費	315, 566, 112 43, 186, 406 108, 111, 460 7, 906, 434 12, 906, 943	4, 629, 778 28, 000 3, 154, 687 1, 355, 039 92, 052	320, 195, 890 43, 214, 406 111, 266, 147 9, 261, 473 12, 998, 995
5 衛 生 費	1 衛 生 総 務 費 2 公 衆 衛 生 費 3 環 境 衛 生 費	71, 182, 331 16, 786, 727 52, 658, 384 1, 737, 220	7, 848, 505 56, 918 7, 246, 366 545, 221	79, 030, 836 16, 843, 645 59, 904, 750 2, 282, 441
6 環 境 費	1 環 境 総 務 費 2 環 境 保 全 費 3 廃 棄 物 処 理 費 4 環境施設整備費	20, 992, 641 9, 910, 359 413, 497 8, 151, 905 2, 516, 880	583, 330 114, 747 674 378, 076 89, 833	21, 575, 971 10, 025, 106 414, 171 8, 529, 981 2, 606, 713
7 商 工 費	1 商 工 振 興 費 2 貿 易 観 光 費	9, 360, 194 8, 096, 458 1, 263, 736	638, 750 618, 750 20, 000	9, 998, 944 8, 715, 208 1, 283, 736
8 農 政 費	2 農 政 総 務 費 3 生 産 振 興 費 4 農 林 土 木 費	4, 009, 485 1, 742, 096 1, 797, 630 297, 456	461, 797 100, 430 288, 867 72, 500	4, 471, 282 1, 842, 526 2, 086, 497 369, 956

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 土 木 費	1 土 木 総 務 費 3 道路橋梁整備費 4 公 園 緑 地 費 5 公園緑地整備費 6 河 川 砂 防 7 海 岸 保 全	千円 44, 918, 452 5, 355, 121 23, 179, 015 5, 074, 427 3, 765, 858 2, 003, 722 1, 652, 400	千円 895, 000 120, 000 476, 700 143, 300 102, 000 33, 000 20, 000	45, 813, 452 5, 475, 121 23, 655, 715 5, 217, 727 3, 867, 858 2, 036, 722 1, 672, 400
10都市計画費	1 都市計画総務費3 再開発事業費	32, 745, 503 28, 843, 960 929, 715	108, 648 104, 547 4, 101	32, 854, 151 28, 948, 507 933, 816
11 住 宅 費	1 住 宅 総 務 費	5, 242, 620 5, 242, 620	20, 000 20, 000	5, 262, 620 5, 262, 620
12 消 防 費	1 消 防 費	19, 431, 042 19, 431, 042	366, 000 366, 000	19, 797, 042 19, 797, 042
13 教 育 費	3 3 4 4 5 6 6 7 8 8 9 9 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	127, 280, 059 2, 109, 150 46, 656, 664 25, 910, 486 6, 127, 094 7, 689, 234 2, 086, 758 970, 768 1, 006, 569 1, 909, 433 4, 972, 794 18, 029, 378	7, 984, 077 $30, 427$ $578, 804$	135, 264, 136 2, 139, 577 47, 235, 468 25, 876, 225 6, 239, 977 7, 813, 962 2, 610, 011 974, 768 1, 309, 087 1, 958, 659 4, 998, 663 24, 296, 008
14 災 害 復 旧 費	1 災 害 復 旧 費	1,000 1,000	43, 700 43, 700	44, 700 44, 700
15 諸 支 出 金	1 繰 出 金 出	200, 809, 254 191, 756, 888 6, 352, 366	1, 166, 287 79, 755 1, 086, 532	201, 975, 541 191, 836, 643 7, 438, 898
歳 出	合 計	934, 226, 875	27, 046, 894	961, 273, 769

第 2 表 繰越明許費補正

款	項	補正	前	補 正	後
	,	事 業 名	金 額 千円	事 業 名	金 額 _{千円}
1 議 会 費	1 議 会 費	-		議 会 棟 改 修	56, 220
2 総 務 費	1 総 務 費	-	-	市政情報の広告制作	35, 000
		-	_	防犯カメラ増設	228, 000
		本庁舎1号館改修	88, 000	本庁舎1号館改修	257, 876
	2 企 画 費	-	-	財務会計システム	19, 370
		-	-	神 戸 臨 床 研 究 情 報 セ ン タ ー 改 修	21, 459
		-	_	王 子 公 園 再 整 備	25, 000
		=	-	大学発アーバンイノベーション神戸	50, 000
		-	_	大学等連携交流拠点改修	40, 000
	3 徴 税 費	-	-	課税システム改修	352, 610
	4 財産管理費	-	-	公有財産管理保全等	115, 000
	8 庁 舎 等 建 費	区 庁 舎 改 修	22, 000	区 庁 舎 改 修	664, 794
3 市 民 費	1市民費	-	_	地域福祉センター整備等	87, 576
		-	-	アートを活かしたまちづくり	23, 000
		-		新北区文化センター整備	181, 195
		-		新垂水図書館整備	55, 000
	- 17	-		新北図書館整備	93, 765
	2 施設整備費	-		スポーツ施設改修	171, 336
		-		文 化 施 設 改 修	168, 608
4 5 4 #	1 U L W W #	-		博物館施設改修	280, 646
4 民 生 費	1 民生総務費	_		福祉情報システム改修 子 育 て 情 報 発 信	28, 000
	3 こ ど も 費	_	_	ナ 育 く 情 報 発 信 こべっこウェルカム	30, 000 56, 000
		_	_	プレゼント 高校生等通学定期券補助	50, 000
		_	_	こどもの安心・安全対策	395, 000
		_	_	支援パッケージ 新生児子育て世帯	215, 000
		_	_	緊急支援交付金感染拡大防止	511, 400
		_	_	備品等購入費補助ユースステーション西	2, 000
		_		整 備学 童保育施設等整備	172, 682
		_	_	コロナによる濃厚接触 児 童 の 一 時 保 護	7, 000
	4 障 害 者 福 祉 費	_	_	グループホーム等整備支援	30, 000
		_	_	こどもの安心・安全対策 支 援 パ ッ ケ ー ジ	131, 580
	7 民生施設	老人福祉施設整備	301, 400	老人福祉施設整備	349, 400
		民 生 施 設 整 備	56, 176	民 生 施 設 整 備	173, 038

款	項	補	正	前			補	正	後	
		事 業	名	金	額	事	業	名	金	額
		_			千円		止施言	設 整 備	11	千円 5, 988
		_				児童福祉				3, 868
5 衛 生 費	1 衛生総務費	_				衛生関係				9, 740
	1 闸工船幼月	_				医療機				4, 000
	2 公衆衛生費	_			_	新型コロ		イルス		8, 486
	2 公外附工員				_	感 新型コロナ	ウイル	対 策 スワクチ		7, 000
		_			_	ン接種体 別別 接				
		_								1,527
		_				各 種 検 出産・子育		事 業 交付金を		7, 386
		-			_	活用した相	談・経	済的支援		6, 890
		-				妊婦の分				5, 796
	3 環境衛生費	_				銭湯入浴料				3,000
		=			_	健康科学		所改修業 務		9, 712
		_			_	保 デ ジ	所 タ	ル化		4, 000
	, 環境施設	-			_	斎 場 墓	園	整備	69	6, 509
6 環 境 費	4整備費	_			_	事業所	等	改修	8	7, 523
		-			_	クリーンセ			29	1, 134
7 商 工 費	1 商工振興費	_			_	オープンイ 創 出	ナベー事		3	5, 000
		_			_	求職者等合	同企業	業説明会	1	2, 300
		-			_	産業振興・	センタ	一改修		8, 444
		_			_	ファッショ	ン産業	発信事業	1	1,015
		_				ファッショ			26	8, 777
		=			_	事 業 再 相 活 用 仮	構 築 ¹	補 助 金 事 業	5	0,000
		=				経営改善計				6, 750
		-			_	神戸市中おり	隊	事 業	3	4,000
		=			=	商店街需要喚起	豆支	援 事 業	45	0, 700
	2 貿易観光費	=			=	六甲山上 利 活 用			1	3, 500
		-			_	インバウ	ンド誘	客推進	3	0,000
		_			-	有馬温泉	泉泉	原改修	1	5, 732
		_			-	摩耶山掬	星台	再整備	1	2,000
						ナイトタイ 推	ムエニ	コノミー 進	2	0,000
8 農 政 費	2 農政総務費					六 甲 山	牧場	设修		3,000
		-			_	こうべ再生 モ デ		舌用促進 実 証	4	5,000
		-			-	機構集	積 協	力 金	1	0, 350
		-			_	農業生産緊 急	コ ス 対		1	5, 430
		-			_	農 村 環 セ ン タ	境	改善改修	3	7, 536

款	項	補正	前	補 正	後
~ ~	^	事 業 名	金額	事 業 名	金額
	3 生産振興費	-	千円 -	フルーツ・フラワーパーク 改 修	千円 62, 855
		-	-	有機転換推進事業	6, 000
		=	_	市内産堆肥ペレット化モ デ ル 事 業	200, 000
		-	-	漁港施設整備事業	2,000
		-	-	漁港施設機能強化	25, 730
		_	_	漁港関連施設改修	82, 867
	4 農林土木費	-	_	ため池調査計画事業	32, 500
		-		ため池防災対策整備事業	45, 000
		_	-	土地改良施設維持管理適 正 化 事 業	610
9 土 木 費	1 土木総務費	_	-	車 両 買 替	20, 000
		_	-	防 災 安 全 対 策	3, 784
	2 道路橋梁費	_	-	街 灯 補 修	100, 000
	3 遊 矯 縹 費	-	-	道 路 調 査	9, 000
		道 路 改	良 4,674,641	道 路 改 良	5, 888, 941
		道 路 補	修 42,630	道 路 補 修	769, 630
		橋梁整	備 2,359,000	橋 梁 整 備	2, 798, 000
		-	_	交通安全施設整備	2, 122, 150
	4 公園緑地費	_	_	公 園 管 理	9, 300
		_	_	有 料 公 園 管 理	7, 700
	5 公園緑地	公 園 整	備 1,048,000	公 園 整 備	1, 826, 397
		-	-	森 林 整 備	86, 700
	6 河川砂防費	-	-	河 川 改 修	749, 160
		-	-	治 山 砂 防	254, 000
	7 海岸保全費	海岸保全施設	冬備 851,000	海岸保全施設整備	1, 088, 000
10都市計画費	1都市計画	都市再生推	進 5, 374, 455	都 市 再 生 推 進	5, 449, 002
	3 再 開 発 業 費	都市景観等整	237, 340	都市景観等整備	242, 340
	4 街路事業費	街 路 築	造 739,000	街 路 築 造	1, 336, 100
11 住 宅 費	1 住宅総務費	住 環 境 整	備 266,000	住 環 境 整 備	370, 306
		空 き 家 活 用 支	接 25,000	空 き 家 活 用 支 援	40,000
12 消 防 費	1 消 防 費	_	_	消防団施設等整備	49, 000
		_	_	執 務 環 境 整 備	41,500
		_	_	航空機動隊庁舎不等沈下 対 策 工 事	6, 000
		_	-	経年防火水槽撤去	1,500
		_	_	救 急 車 両 等 整 備	90,000
		-	-	消防庁舎整備	118, 410

款	項	補 正	前	補 正	後
* '		事 業 名	金 額	事 業 名	金額
13 教 育 費	3 幼 稚 園 費	-	千円 -	こどもの安心・安全対策 支 援 パ ッ ケ ー ジ	千円 6, 400
	4 小学校費	-	-	感染症対策等学校教育活動 継 続 支 援 事 業	218, 700
	5 中学校費	-	-	感染症対策等学校教育活動 継 続 支 援 事 業	111,600
	6 高等学校費	-	-	感染症対策等学校教育活動 継 続 支 援 事 業	19, 350
	7 特 別 支 援	_	_	感染症対策等学校教育活動 継 続 支 援 事 業	19, 800
		-	-	介護タクシー運行事業	47, 553
		-	-	こどもの安心・安全対策 支 援 パ ッ ケ ー ジ	7, 020
	8 高 等 専 門	-	-	高 専 施 設 整 備 等	382, 215
		-	-	高専スタートアップ教育 環 境 整 備	120, 000
	10 外 国 語 大 学 費	-	-	外国語大学施設整備	271, 282
	11 社会教育費			動 物 園 事 業	28, 500
	12 体育保健費	-	-	公 立 幼 稚 園 感 染 症 対 策 支 援 事 業	14, 500
		-	-	親子調理方式実施に向けた 調 査 ・ 改 修	10, 000
		-	-	給食費公会計化事業	25, 000
		-	-	PFIアドバイザリー業務	4, 844
	13 学校建設費	_	-	小 学 校 建 設 事 業	1, 006, 305
		=	-	特 別 支 援 学 校 校 舎 等 解 体 事 業	723, 093
		_	-	空調・水道直圧化事業	499, 636
		_	=	学校施設改修等	6, 425, 151
	14 教 育 施 設 備 費		_	総合教育センター改修	19, 162
14 災害復旧費	1 災害復旧費	-	-	教育施設等復旧事業	43, 700

第 3 表 債務負担行為補正

事項	補正	前	補正	後
#	期間	限度額	期間	限度額
		千円		千円
マイナンバーカード交付円滑化	_	_	令和4~5年度	733, 000
マイナポイント事業	_	_	令和4~5年度	150, 000
令 和 5 年 度 指 定 管 理 (ふ た ば 学 舎)	_	_	令和4~7年度	75, 000
令 和 5 年 度 指 定 管 理 (神 戸 文 学 館)	_	-	令和4~9年度	125, 000
令 和 5 年 度 指 定 管 理 (王 子 ス ポ ー ツ セ ン タ ー)	_	-	令和4~6年度	343, 000
令 和 5 年 度 指 定 管 理 (青 少 年 科 学 館)	_	-	令和4~5年度	370, 000
令 和 5 年 度 指 定 管 理 (垂 水 図 書 館)	_	_	令和4~5年度	48, 000
令 和 5 年 度 指 定 管 理 (自 然 の 家)	_	_	令和4~14年度	357, 000
令 和 5 年 度 指 定 管 理 (風 見 鶏 の 館 ほ か)	_	-	令和4~6年度	53, 000
令 和 5 年 度 指 定 管 理 (六 甲 道 児 童 館 ほ か)	_	_	令和4~9年度	5, 629, 500
令 和 5 年 度 指 定 管 理 (長 田 児 童 館 ほ か)	_	_	令和4~6年度	181, 400
令和4年度自然災害防止事業	令和4~5年度	30, 000	令和4~5年度	86, 000

第 4 表 市債補正

起債の目的	神	甫 正	前		衤	甫 正	後	
应(頁♥ノ 目 FY	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
民生施設整備事業	千円 3,553,000	公債証券 の発行又 は消費貸	9%以 内(ただ し、利 変見声	据置期間	千円 3,680,000	公債証券の発行又は消費貸供の大力	9%以 内(ただ し、利 変見点	借入日の 翌日から 据置期間
保健衛生施設整備事業	440,000	借の方法 により、借 り入れる (他の地	率見直 し方式 で借り 入れる	を含め、 30年以内 に毎年度 元利均等	760, 000	借の方法 により、借 り入れる (他の地	率見直 した借り 入れる	を含め、 30年以内 に毎年度 元利均等
環境工場整備事業	1, 136, 000	方公共団 体との共 同発行を	資金に つい て、利	その他の 方法により 償還す	1, 203, 000	方公共団 体との共 同発行を	資金に つい て、利	その他の 方法により 償還す
道路整備事業	13, 759, 000	含む。)。	率 の 見 し た た た に お に お に お に お に れ お に れ に れ に れ に れ ま れ に れ ま れ に れ ま れ ま れ	る。 し、 財政 上の都合 等により定	14, 027, 000	含む。)。	率 の 見 し た っ た に お に お に お お に お お に れ お に れ お に れ お に れ お に れ ま れ ま れ ま れ ま れ ま ま れ ま ま ま ま ま ま ま	る。 ただ し、財政 上の都合 等により定
公 園 整 備 事 業	1, 438, 000		いて は、当 該見直 し後の	額以上を 償還し、 又は借り 換えること	1, 484, 000		いて は、当 該見直 し後の	額以上を 償還し、 又は借り 換えること
河川整備事業	1, 300, 000		利率)	ができる。 政府資金 を借り入	1, 311, 000		利率)	ができる。 政府資金 を借り入
海岸保全事業	815, 000			れる場合 は、その 融資条件 による。	820, 000			れる場合 は、その 融資条件 による。
自然災害防止事業	123, 000				228, 000			(= 3 (@)
学校教育施設整備事業	9, 179, 000				14, 573, 000			
社会教育施設整備事業	1, 692, 000				1,841,000			
危機管理対策事業	239, 000				399, 000			
文化施設等整備事業	3, 775, 000				3, 852, 000			
商工施設等整備事業	1, 028, 000				1, 047, 000			
農政施設整備事業	151, 000				241, 000			
漁業施設整備事業	430, 000				497, 000			
農業基盤整備事業	108, 000				148, 000			
災害復旧事業	0				32, 000			

令和4年度神戸市市場事業費補正予算

令和4年度神戸市市場事業費補正予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,000千円を追加し、歳入歳 出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,737,980千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後 の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

	款		項	補正前の額	補	正額	計
				千円		千円	千円
3 繰	入	金		267, 012		20,000	287, 012
			1 他会計繰入金	267, 012		20,000	287, 012
	歳	入	合 計	2, 717, 980		20, 000	2, 737, 980

出 歳

	款			項		補正前の額	補	正	額	計
1 事	業	費				千円 2, 390, 667		20,	千円 000	千円 2,410,667
			1 職	員	費	401, 416		20,	000	421, 416
	歳	出	合	計		2, 717, 980		20,	000	2, 737, 980

第 2 表 繰 越 明 許 費

款	項	事業名	金額
			千円
1事業費	3 施 設 整 備 費	本場再整備事業	60, 000
		花き卸売場棟外壁改修工事	6,000

令和4年度神戸市食肉センター事業費補正予算

令和4年度神戸市食肉センター事業費補正予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,000千円を追加し、歳入歳 出予算の総額を歳入歳出それぞれ940,213千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後 の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

	款		項	補正前の額	補 正 額	≣
				千円	千円	千円
2 繰	入	金		395, 563	10, 000	405, 563
			1 他会計繰入金	395, 563	10, 000	405, 563
	歳	入	숨 計	930, 213	10, 000	940, 213

出 歳

	款			項		補正前の額	補	正額	計
1 	기 /-	#				千円		千円	千円
1 事	業	費				817, 772		10, 000	827, 772
			1 職	員	費	66, 917		10, 000	76, 917
	歳	出	合	計		930, 213		10, 000	940, 213

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 事 業 費	3施設整備費	本館棟外壁防水改修工事	千円 5,000
1 ず 木 貝	3 旭 以 走 佣 貝	平	5,000

令和4年度神戸市国民健康保険事業費補正予算

令和4年度神戸市国民健康保険事業費補正予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,031,571千円を追加し、歳入歳 出予算の総額を歳入歳出それぞれ156,653,157千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後 の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国民健康保険 1 収 入		153, 621, 586	3, 031, 571	156, 653, 157
	3 繰 入 金	16, 940, 311	662, 963	17, 603, 274
	4 繰 越 金	1	2, 368, 608	2, 368, 609
歳入	合 計	153, 621, 586	3, 031, 571	156, 653, 157

歳 出

款	項				補正前の額	補 正 額			計
1 国民健康保険費	5 諸	支	出	金	千円 153, 621, 586 516, 681		3, 031		千円 156, 653, 157 3, 548, 252
歳出	合	計			153, 621, 586		3, 031	, 571	156, 653, 157

令和4年度神戸市駐車場事業費補正予算

令和4年度神戸市駐車場事業費補正予算は、次に定めるところによる。 (繰越明許費)

地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第 1 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 駐車場事業費	1 運 営 費	三宮駐車場受変電設備等更新工事	千円 60,000

令和4年度神戸市農業集落排水事業費補正予算

令和4年度神戸市農業集落排水事業費補正予算は、次に定めるところによる。 (繰越明許費)

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第 1 表 繰越明許費

	款					項			事	業	名	金	額
													千円
1 事	業	費	1	施	設	整	備	費	農業集落排水	処理施設	設備機能強化		245, 000

第2表 債務負担行為

	事	項		期	間	限	度	額
令 和 5	年 度	指 定	管 理					千円
(農業集	落排水	指 定 理	施設)	令和4~	~ 5 年 度			199, 740

令和4年度神戸市営住宅事業費補正予算

令和4年度神戸市営住宅事業費補正予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30,000千円を追加し、歳入歳出予 算の総額を歳入歳出それぞれ33,908,713千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後 の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市営住宅建設 事業収入	3 繰 入 金	千円 14, 451, 008 2, 209, 379	千円 10,000 10,000	千円 14, 461, 008 2, 219, 379
2 市営住宅管理	5 繰 入 金	19, 427, 705 528, 315	20, 000	19, 447, 705 548, 315
歳入	合 計	33, 878, 713	30, 000	33, 908, 713

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市営住宅建設 1 事 業 費	1 市 営 住 宅 建 設 1 事 業 費	千円 14, 451, 008 14, 451, 008	千円 10,000 10,000	千円 14, 461, 008 14, 461, 008
2 市営住宅管理 業 費	市営住宅管理 1 事 業 費	19, 417, 705 10, 130, 556	20, 000 20, 000	19, 437, 705 10, 150, 556
歳出	合 計	33, 878, 713	30, 000	33, 908, 713

令和4年度神戸市介護保険事業費補正予算

令和4年度神戸市介護保険事業費補正予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,510,044千円を追加し、歳入歳 出予算の総額を歳入歳出それぞれ158,276,973千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後 の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

	款			項		補正前の額	補	正	額	計
						千円			千円	千円
5 繰	入	金				26, 080, 112		1, 301	, 843	27, 381, 955
			2 基	金 繰	入 金	1, 586, 000		1, 301	, 843	2, 887, 843
6 繰	越	金				1		3, 208	, 201	3, 208, 202
			1 繰	越	金	1		3, 208	, 201	3, 208, 202
	歳	入	合	計		153, 766, 929		4, 510	, 044	158, 276, 973

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4基金積立金		1, 197	3, 208, 201	3, 209, 398
	1 基 金 積 立 金	1, 197	3, 208, 201	3, 209, 398
5 諸 支 出 金		56, 927	1, 301, 843	1, 358, 770
	2過年度支出	_	1, 301, 843	1, 301, 843
歳出	숌 計	153, 766, 929	4, 510, 044	158, 276, 973

令和4年度神戸市下水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和4年度神戸市下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和4年度神戸市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2 条に定めた業務の予定量中建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業 概要補正」による。

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)					
	収	入						
第1款 下水道事業収益	35, 207, 425千円	19,755千円	35,227,180千円					
第1項 営 業 収 益	24,703,426千円	1,825千円	24,705,251千円					
第2項 営業外収益	10,503,999千円	17,930千円	10,521,929千円					
	支	出						
第1款 下水道事業費	34,428,338千円	740,000千円	35, 168, 338千円					
第1項 営 業 費 用	31,831,066千円	740,000千円	32,571,066千円					
(資本的収入及び支出)								

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科	目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
			収	入	
第1款資	比 的 収	入	15,933,158千円	2,155,000千円	18,088,158千円
第1項 企	業	債	10,457,000千円	1,108,000千円	11,565,000千円
第2項 国	庫 支 出	金	4,997,000千円	1,047,000千円	6,044,000千円
			支	出	
第1款資	比 的 支	出	29,510,486千円	2,155,000千円	31,665,486千円
第1項 建	設 改 良	費	22,697,609千円	2,155,000千円	24,852,609千円

(企業債)

第5条 予算第6条中「10,457,000千円」を「11,565,000千円」に改める。 (他会計からの補助金)

第6条 予算第9条中「4,409,485千円」を「4,429,240千円」に改める。

第1表 建設改良事業概要補正

声	補	正	前	補	正	後
事業名	既決予定額	事業	概要	補正後予定額	事業	業 概 要
	千円			千円		
処 理 場 建 設	3, 084, 620	西部処理場		4, 178, 620	西部処理場	<u> </u>
		垂水処理場			垂水処理場	<u>1</u>
		ポートアイラ	ンド処理場		ポートアイ	ランド処理場
ポンプ場建設	1, 521, 705	魚崎ポンプ場	1	2, 552, 705	魚崎ポンフ	"場
		東川崎ポンフ	°場		東川崎ポン	プ場
処理施設等整備	6, 235, 800	処理場及び対設改良	ポンプ場の施	6, 265, 800	処理場及び 設改良	ドポンプ場の施
		建設改良部	明職員の絵			部門職員の給
		料、職員手			料、職員	
		111119777	I 13			, _ ,,
合 計	22, 697, 609			24, 852, 609		

令和4年度神戸市港湾事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和4年度神戸市港湾事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和4年度神戸市港湾事業会計予算(以下「予算」という。)第2 条に定めた業務の予定量中建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事 業概要補正」による。

(収益的支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補 正する。

(科		目)			(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
					収	入	
第1款 資	本	的	収	入	35, 267, 694千円	536,000千円	35,803,694千円
第1項 ①	È	業		債	8,559,000千円	381,000千円	8,940,000千円
第4項 国	国庫	支	出	金	1,833,166千円	155,000千円	1,988,166千円
					支	出	
第1款 資	本	的	支	出	49,322,100千円	536,000千円	49,858,100千円
第1項 建	建 設	改	良	費	16,071,401千円	536,000千円	16,607,401千円
(債務負担行為)							

第5条 予算第5条中、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限 度額を、次のとおり追加する。 事 項

期間

限度額

令和5年度指定管理(ポートターミナルほか)

令和4~9年度

1,323,000千円

神戸空港サブターミナル整備

令和4~6年度

9,000,000千円

(企業債)

第6条 予算第6条中「8,559,000千円」を「8,940,000千円」に改める。

第 1 表 建 設 改 良 事 業 概 要 補 正

- 	111	kt	補	正		前	ĵ		補	正		後	
事	業	名	既決予定額	事	業	概	要		補正後予定額	事	業	概	要
			千円						千円				
港湾	環境	整備	131, 250	廃棄物:	埋立	護岸	整備		441, 250	廃棄物地	里立該	護岸 整	E 備
				須磨地	区緑:	地整個	備 等			須磨地区	∑緑垻	也整備	Ħ
										新港第	1~	2 突	堤間親水
										緑地整備	前 等	争	
港湾	直轄事	事業費	4, 978, 500	高規格	コン	テナ	ターミナ	H	5, 204, 500	高規格コ	コンラ	ーナタ	ーミナル
負	担	金		ルの整	備推	進				の整備剤	推進		
				大阪湾	岸道	路西伯	伸部の整	を		大阪湾岸	岸道!	路西伯	伸部の整
				備等						備等			
É	<u> </u>	il	16, 071, 401						16, 607, 401				

令和4年度神戸市自動車事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和4年度神戸市自動車事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

- 第2条 令和4年度神戸市自動車事業会計予算(以下「予算」という。)第2 条に定めた業務の予定量のうち輸送人員を、次のとおり補正する。
 - (1) 事業計画

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
年間輸送人員	56,802,030人	△2, 478, 619人	54, 323, 411人
一日平均輸送人員	155,622人	△6,791人	148,831人

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条中「709,000千円」を「892,000千円」に改め、収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

	(科		(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
					収	入	
第1款	自 動	車 事	業 収	益	11,501,107千円	△362,677千円	11, 138, 430千円
第 1 -	項 営	業	収	益	9,870,758千円	△362,677千円	9,508,081千円
					支	出	
第1款	自 動	車	事 業	費	12, 109, 155千円	52,466千円	12,161,621千円
第 1 -	項 営	業	費	用	11,763,884千円	52,466千円	11,816,350千円
(企業債))						

第4条 予算第6条中「709,000千円」を「892,000千円」に改める。

令和4年度神戸市高速鉄道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和4年度神戸市高速鉄道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 令和4年度神戸市高速鉄道事業会計予算第3条に定めた収益的支出 の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計) 支 出 375,219千円 第1款 高速鉄道事業費 27,230,329千円 27,605,548千円 第1項 営 業 費 用 25,097,641千円 375,219千円 25,472,860千円

令和4年度神戸市水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和4年度神戸市水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 令和4年度神戸市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予 定額を、次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計) 支 出 33,913,248千円 第1款 水 道 事 業 費 438,000千円 34,351,248千円 第1項 営 費 用 32,742,835千円 438,000千円 33, 180, 835千円

令和4年度神戸市工業用水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和4年度神戸市工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 令和4年度神戸市工業用水道事業会計予算第3条に定めた収益的支 出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計) 支 出 第 1 款 工業用水道事業費 1,727,408千円 72,000千円 1,799,408千円 第 1 項 営 業 費 用 1,559,519千円 72,000千円 1,631,519千円

神戸市告示第 702 号

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により次の都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により告示する。

令和5年3月1日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

- 都市計画の種類 神戸国際港都建設計画地区計画
- 2 都市計画の名称旧居留地地区地区計画

神戸市告示第 703 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指 定した。

令和5年3月14日

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設

神戸市中央区北野町3丁目13番3号 神戸市風見鶏の館 神戸市中央区北野町2丁目10番24号 神戸市ラインの館

2 指定管理者

東京都千代田区内幸町1丁目1番1号 株式会社日比谷花壇 代表取締役 宮島 浩彰

3 指定期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

神戸市告示第 704 号

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年3月14日

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設

神戸市立王子スポーツセンター

2 指定管理者

神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号

公益財団法人神戸市スポーツ協会・株式会社加藤商会・アシックススポーツファシリ ティーズ株式会社共同企画

代表者 公益財団法人神戸市スポーツ協会

代表理事 國井 総一郎

3 指定期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

神戸市告示第 705 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、平成14年12月26日付けで認可した神出町東自治会、平成30年10月3日付けで認可した西舞子ハイツ自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月14日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

名称	神出町東自治会	西舞子ハイツ自治会
主たる事務所	神戸市西区神出町東字	神戸市垂水区西舞子8丁目
	柳原2259番地	17番 9 号
代表者の氏名	坂本 勝生	松下 晏久
代表者の住所	神戸市西区神出町東	神戸市垂水区西舞子8丁目
	237番地の1	17番 9 号

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 神出町東自治会 令和5年1月9日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	坊池 敏哉	坂本 勝生
代表者の住所	神戸市西区神出町東689番地	神戸市西区神出町東237番地の
		1

(2) 西舞子ハイツ自治会 令和4年1月8日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市垂水区西舞子8丁目17	神戸市垂水区西舞子8丁目18
	番10号	番10号
代表者の氏名	植田 和義	関川 勇介
代表者の住所	神戸市垂水区西舞子8丁目17	神戸市垂水区西舞子8丁目18
	番10号	番10号

令和5年1月7日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市垂水区西舞子8丁目18	神戸市垂水区西舞子8丁目17
	番10号	番9号
代表者の氏名	関川 勇介	松下 晏久
代表者の住所	神戸市垂水区西舞子8丁目18	神戸市垂水区西舞子8丁目17
	番10号	番9号

神戸市告示第 706 号

次の事業者について、介護保険法(平成9年法律第123号)第58条第1項の指定をしたので、 同法第115条の30の規定により告示する。

令和5年3月14日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所の	事業所の	指定の申	指定の申請者	指定年月	サービスの種
	名称	所在地	請者の名 称	の主たる事務	日	類
			471,	所の所在地		
2805200108	押部あん	神戸市西	医療法人	三木市大塚1	令和5年4	介護予防支援
	しんすこ	区押部谷	社団 和	丁目5番89号	月1日	、介護予防ケ
	やかセン	町栄193番	敬会			アマネジメン
	ター	地の4				1

神戸市告示第 707 号

次の事業者について、介護保険法 (平成9年法律第123号) 第115条の25第2項の規定による 廃止届を受理したので、同法第115条の30の規定により告示する。

令和5年3月14日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所の 名称	事業所の所在 地	指定の申 請者の名 称	指定の申請者 の主たる事務 所の所在地	廃止年月日	サービスの 種類
2805200017	押部あん しんすこ やかセン ター	神戸市西区押 部谷町栄193 番地の4	特定医療 法人 誠仁会	明石市大久保 町大窪字五反 田2095番地の 1	令和5年3 月31日	介護予防支援、介護予防ケアマネジメント

神戸市告示第708号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例(昭和58年4月条例第3号)第11条第2項(同条例第12条第2項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月14日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去 し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、保管した年月日並びに問い合わせ先 別表のとおり
- 2 保管期間

この告示の日から1月間(その保管に不相当な費用を要するときに限る。)

3 返還事務を行う時間

垂水自転車保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等(この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。)を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

別表				
自転車等の保管及び	自転車が置かれ、又は	撤去し、及び保管した	撤去し、及び	問い合わせ先
返還の場所	放置されていた場所	自転車等の台数	保管した年月日	
垂水区西舞子8丁目20番19号	垂水駅周辺自転車等	自転車 3 台	令和5年2月1日	垂水区福田5丁目6番20号
垂水保管所	放置禁止区域	原動機付自転車 2台	ì	建設局垂水建設事務所
	舞子駅周辺自転車等	自転車 1台	ì	電話707-0234
	放置禁止区域	原動機付自転車 0台	ì	
	舞子駅周辺自転車等	自転車 1台	令和5年2月6日	
	放置禁止区域	原動機付自転車 1台	î	
	垂水駅周辺自転車等	自転車 2 台	令和5年2月13日	
	放置禁止区域	原動機付自転車 0台	ì	
	舞子駅周辺自転車等	自転車 1台	ों ।	
	放置禁止区域	原動機付自転車 0台	ì	
	垂水駅周辺自転車等	自転車 1台	令和5年2月16日	
	放置禁止区域	原動機付自転車 0台	ì	
	舞子駅周辺自転車等	自転車 0台	ों ।	
	放置禁止区域	原動機付自転車 1台	ì	
	塩屋駅周辺自転車等	自転車 1台	ों ।	
	放置禁止区域	原動機付自転車 0台	ì	
	垂水駅周辺自転車等	自転車 2 台	令和5年2月21日	
	放置禁止区域	原動機付自転車 2台	ì	
	舞子駅周辺自転車等	自転車 2 台	ो	
	放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等	自転車 1台	令和5年2月24日	
	放置禁止区域	原動機付自転車 0台	ì	
	西舞子駅周辺自転車等	自転車 1台	ो	
	放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	垂水区管内長期放置	自転車 3台	令和5年2月24日	
		原動機付自転車 0台	ì	

神戸市告示第 709 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者を次の とおり指定した。

令和5年3月14日

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設

神戸市灘区六甲山町中一里山1番地の1 神戸市立自然の家

2 指定管理者

兵庫県豊岡市日高町栗栖野 60 番地 六甲アウトドア・エデュテインメント共同企業体 代表者 アドバンス株式会社 代表取締役 鷲尾 晋

3 指定期間

令和5年4月1日から令和15年3月31日まで

神戸市告示第710号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年3月14日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 公の施設の名称神戸市立垂水図書館
- 2 指定管理者

東京都文京区大塚3丁目1番1号

神戸新聞・TRCグループ

代表者 株式会社図書館流通センター

代表取締役 谷一 文子

3 指定期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

神戸市告示第 711 号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第244条の2第3項に規定する指定管理者 を次のとおり指定した。

令和5年3月14日

\bot \bot \bot \bot	L.		→	` /L-
神戸市長	/ [-π-	₩.	7
		ノロ	$\overline{}$	ᄺ

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
神戸市立青少年	大阪市中央区淡路町3丁目6番13号	令和5年4
科学館	SFG神戸 代表者 株式会社コングレ	月1日から
	代表取締役 武内 紀子	令和6年3
		月31日まで

神戸市告示第712号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者 を次のとおり指定した。

令和5年3月14日

神戸市長 久 元 喜 造

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
神戸文学館	神戸市中央区東川崎町1丁目5番7号	令和5年4
	株式会社神戸新聞地域創造	月1日から
	代表取締役 西海 恵都子	令和10年3
		月31日まで

神戸市告示第 713 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、令和5年3月15日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年3月28日まで一般の縦覧に供する。

令和5年3月14日

神戸市

代表者	神戸市長	久	元	喜	造
-----	------	---	---	---	---

道路の	路	線	名	区	間	新旧	延	長	幅	員
種類						別	(メー	- トル)	(メ-	ートル)
市道	国魂	線		神戸市灘区水道	道筋2丁目16	新		24. 00	最大	8.00
				番3地先から					最小	8.00
				神戸市灘区水道	道筋 3 丁目10	旧		24.00	最大	5. 10
				番13地先まで					最小	4.60

神戸市告示第714号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更 し、同条第2項の規定により、令和5年3月15日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年3月28日まで一般の縦覧に供する。

令和5年3月14日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の	路線名	区間	新旧	延 長	幅 員
種類			別	(メートル)	(メートル)
市道	六甲村486	神戸市灘区篠原字伯母野山	新	31.80	最大 2.90
	号線	996番302地先から			最小 2.90
		神戸市灘区篠原字伯母野山	旧	31.80	最大 2.80
		996番302地先まで			最小 2.80

神戸市告示第715号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和5年3月15日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年3月28日まで一般の縦覧に供する。

令和5年3月14日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の	路線名	区間	延長	幅員
種類			(メートル)	(メートル)
市道	見津が丘	神戸市西区見津が丘6丁目30番地	454. 10	最大 16.30
	31 号 線	先から		最小 15.90
		神戸市西区見津が丘1丁目62番地		
		先まで		

公 告

神戸市公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び同条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和5年2月28日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和5年2月28日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ザグザグ垂水名谷店

神戸市垂水区名谷町 64-1 他

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代 表者の氏名
株式会社ザグザグ	岡山市中区清水 369 番地 2	代表取締役 森 信

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代 表者の氏名
株式会社ザグザグ	岡山市中区清水 369 番地 2	代表取締役 森 信

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和5年10月10日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - 1,424 平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項であって、経済産業省令で定めるもの
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数

位 置	1	収	容	台	数	
敷地中央						43 台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位置	収	容	台	数	
敷地北西側					61 台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位 置	面積
建物南西側	50 平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置	容量
敷地南側	8.46 立方メートル

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項であって、経済産業省令で定めるもの
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻	閉店時刻		
午前 0 時	翌午前 0 時		

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前0時00分から翌午前0時00分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置	出入口の数			
敷地西側	出入口:2箇所			

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日

令和5年2月3日

9 縦覧期間

令和5年2月28日から令和5年10月27日まで

10 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和5年2月28日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和5年2月28日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ロイヤルホームセンター伊川谷 神戸市西区前開南町1丁目1番地
- 2 変更しようとする事項
 - (1)駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位 置	出入口の数
敷地北側(建物1階)	19 台
敷地中央 (建物屋上)	119 台
合 計	138 台

(変更後)

位置	出入口の数
敷地北側 (建物 1 階)	19 台
敷地中央 (建物屋上)	24 台
合 計	43 台

- 3 変更する年月日 令和5年10月2日
- 4 変更する理由

現状の店舗の駐車需要に即した台数とするため。

- 5 届出年月日 令和5年2月1日
- 6 縦覧期間

令和5年2月28日から令和5年10月27日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館4階 神戸市経済観光局経済政策課

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和5年2月28日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和5年2月28日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - IKEA神戸

神戸市中央区港島中町8丁目7-1、7-6

- 2 変更しようとする事項
 - (1)駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位 置	出入口の数		
店舗建物1階	2台		
店舗建物 3 階	714 台		
店舗建物 4 階	715 台		
店舗建物 5 階	356 台		
合 計	1,787 台		

(変更後)

位置	出入口の数		
店舗建物1階	2台		
店舗建物 3 階	714 台		
店舗建物 4 階	715 台		
店舗建物 5 階	122 台		
合 計	1,553 台		

3 変更する年月日

令和5年10月7日

- 4 変更する理由 駐車場の利用実態にあわせた施設配置計画変更のため。
- 5 届出年月日令和5年2月6日
- 6 縦覧期間 令和5年2月28日から令和5年10月27日まで
- 7 縦覧場所 神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館4階 神戸市経済観光局経済政策課

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により次の都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により同法第 14 条第 1 項に規定する総括図、計画図及び計画書を神戸市中央区浜辺通 2 丁目 1 番 30 号神戸市都市局都市計画課において公衆の縦覧に供します。

令和5年3月1日

神戸市長 久 元 喜 造

1 都市計画の種類	2 都市計画の名称
神戸国際港都建設計画地区計画	旧居留地地区地区計画

当該開発区域(工区)の全部について当該開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和5年3月14日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 神戸市西区押部谷町高和字萱本1114の一部、1115の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 神戸市西区押部谷町高和302番地 山﨑 公輔
- 3 許可番号

令和 4 年 9 月 26日 第8073号

変更許可番号

令和 4 年12月 1 日 第2030号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第52条第1項の規定に基づき決定した神戸国際港都建設事業灘地区復興土地区画整理事業の事業計画を変更したので、同法第55条第13項において準用する同条第9項の規定により、次のとおり公告します。

令和5年3月14日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 土地区画整理事業の名称及び事務所の所在地 神戸国際港都建設事業灘地区復興土地区画整理事業 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 2 事業計画の決定年月日 昭和22年10月28日
- 3 事業施行期間についての変更に係る事項 「昭和22年10月28日から令和5年3月31日まで」を「昭和22年10月28日から令和10年3月 31日まで」に変更
- 4 変更の年月日令和5年3月14日

次の開発区域(工区)の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市 計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告します。

令和5年3月14日

神戸市長 久 元 喜 造

1 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 神戸市垂水区山手6丁目451番4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都西東京市北原町3丁目2番22号 株式会社アーネストワン

代表取締役 松林 重行

許可番号

令和 3 年12月24日 第8030号

(変更許可 令和4年6月24日 第2010号)

(変更許可 令和5年1月5日 第2034号)

2 開発区域(工区)に含まれる地域の名称

神戸市垂水区高丸7丁目2252番593、2252番2089、2252番2090、2252番2091、

2252番2092、2252番2093、2252番2094

開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区芝田1丁目1番4号 阪急ターミナルビル内

阪急阪神不動産株式会社

代表取締役 諸冨 隆一

許可番号

令和 4 年 4月14日 第8046号

(変更許可 令和5年2月9日 第2040号)